

多胎妊婦健康診査費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、単体妊婦に比べ身体的な負担が大きく、頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦の妊婦健康診査(以下「多胎健康診査」という。)を医療機関等(助産所を含む。)で受診する者について、費用の全額又は費用の一部を助成することにより、経済的な負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「多胎妊婦」とは、本市に住所を有し多胎児を妊娠中の女子をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、第4条に定める多胎健康診査を受診した多胎妊婦とする。

(助成対象とする多胎健康診査)

第4条 助成対象とする多胎健康診査は、市の実施する妊婦一般健康診査とし、市が交付した一般受診票の回数を超えて行われた、健康保険適用外である多胎妊婦の健康診査とする。

(助成額)

第5条 多胎健康診査の助成額は、対象者が医療機関等に支払った受診費用に相当する額とし、1回につき4,500円を限度とする。

2 助成金の対象となる多胎健康診査は、5回までとする。

(助成の管理)

第6条 市は、前条の規定による申請について台帳を作成し、申請及び支払の必要な事項について管理するものとする。

2 前項の申請についての台帳は、別に定める船橋市妊婦・乳児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成取扱要綱の様式第1号と様式第2号をもってこれに代えることができるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月30日から施行し、令和3年4月1日以降に受診した多胎妊婦健康診査について適用する。